

# 創業間もない方の販路拡大を支援します！

## (四日市市特定創業者販路拡大事業費補助金のご案内)

四日市市創業支援等事業計画に基づく支援を受けた、市内の創業間もない方が認知度の向上や販路拡大のために実施する、チラシの作成・ウェブサイトでの広告・ネット販売システムの構築に必要な経費の一部を補助します！

### 1. 補助対象者

主な要件は下記のとおりです。

- ・本市内に本店を置く法人又は本市内に主たる事業所がある個人
- ・創業後3年を経過していない者
- ・四日市市創業支援等事業計画に基づく下記いずれかの支援を受けた方
  - ①創業塾の受講生
  - ②女性起業家育成支援事業の受講生
  - ③BIまたはビズスクエアよっかいちの入居者
- ・市税を滞納していない者
- ・風営法第2条に定める事業を営んでいない者
- ・宗教活動又は政治活動を目的とする事業を営んでいない者 など

### 2. 補助内容

①補助対象事業：販売促進事業

(例) 販促用チラシの作成、送付、ポスティング

新たな販促用PR (マスコミ媒体での広告、ウェブサイトでの広告)

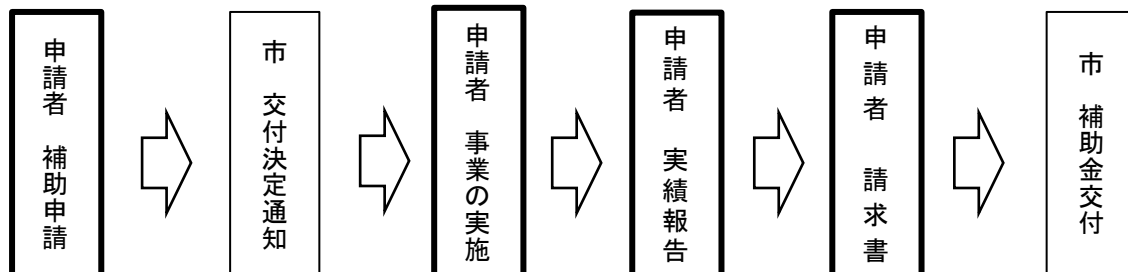
ネット販売システムの構築 など

②補助対象経費：広告宣伝費、委託費、事務費その他市長の認める経費

③補助額：補助対象経費の2分の1以内 (限度額 150 千円)

### 3. 申請手続

- ①事業開始前に市へ補助申請してください。
- ②事業実施後、市へ実績報告を行ってください。
- ③その後、市へ請求書を提出し、補助金の交付を受けてください。



※補助事業の計画変更がある場合、実績報告書提出前に計画変更申請が必要。

お問い合わせ 〒510-8601 四日市市諏訪町 1 番 5 号

四日市市役所7階 商業労政課

TEL : 059-354-8175 FAX : 059-354-8307

Email : [syougyourousei@city.yokkaichi.mie.jp](mailto:syougyourousei@city.yokkaichi.mie.jp)